

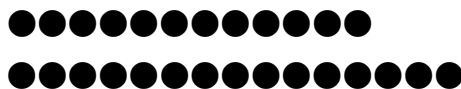
陳 情 文 書 表 (平成24年3月7日定例会提出)

陳情第25号

「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書採択のお願い

平成24年2月10日受理

陳情者



NPO法人 奈良県精神障害者家族会連合会

理事長 仲 田 昭 七

(要旨)

貴議会で「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書を、国会及び政府関係庁に提出していただくことを陳情いたします。

(理由)

国民が幸せな人生を送るためには、健康問題が一番重要な問題です。健康は御存じのように、体と心の両方が健康であって初めて健康です。

今、心の健康問題が深刻な事態となっています。厚生労働省の「患者調査」によると、2008年の精神科受診者は323万人です。これは国民の40人に1人です。この人数は、糖尿病237万人、がん152万人など主要疾患を上回る最大の患者数です。うつ病は100万人を超えています。国民の少なく見ても5人に1人は一生に一度は精神疾患にかかると言われて

います。また自殺は14年連続3万人台です。日本の自殺はイギリスの3倍で、先進諸国最大の自殺大国となっています。自殺の多くの背景には精神疾患があります。ひきこもりは、厚生労働省の公式発表では80万人で予備軍は150万人です。虐待や依存症問題など、国民の心の健康問題は危機的状況です。

精神疾患や心の健康問題は、国民一人一人にとって切実な問題となっています。同時に、この問題は、社会や経済活動から見ても重要な問題となっています。世界的権威ある科学雑誌ネイチャーによると、EUでは精神疾患による損失は88兆円と日本の国家予算に匹敵する額となっています。

そのため先進諸国では、医療の中で、精神医療を最重要課題と位置づけて対策を強めています。イギリスでは自殺が10年間で15.7%減らしています。

日本では精神保健医療改革を本格的に進めなければ、少子高齢化のピークを迎える2025年には30兆円の社会経済的損失になると予想されています。

このような中で、厚生労働省は昨年7月に、精神疾患を今までの4疾患、がん・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病の「4疾患」に新たに精神疾患を加えて「5疾患」とし、精神疾患を医療政策の重点疾患へ位置づけを転換しました。

しかし、日本の精神医療の現状は、精神医療の中心が先進諸国で唯一精神科病院への隔離収容（入院中心）の精神医療です。しかも精神科病院の職員の配置基準は、医師数は一般病院の3分の1など一般病院には認めない低い基準の「精神科特例」があります。精神科病院の収入は、一般病院の4割という「精神科差別」もあります。これでは精神疾患が「5疾患」に転換しても対応できません。そこで私たちは、精神保健医療を総合的に改革するために「こころの健康を守り推進する基本法」を今年の通常国会でぜひ実現させ、日本の精神保健医療のあり方を総合的に改革したいと考えています。「こころの健康を守り推進する基本法」制定については、2011年12月1日、国会に超党派の「こころの健康推進議員連盟」が立ち上がりました。2012年の通常国会で「こころの健康を守り推進する基本法」実現に向けた推進体制が確立しました。

精神保健医療が「5疾患」にふさわしい体制、時代の変化に的確に対応できる体制を確立するために、ぜひ貴議会としても、今議会で「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書を採択いただき、関係機関に提出していただくことをお願いします。